

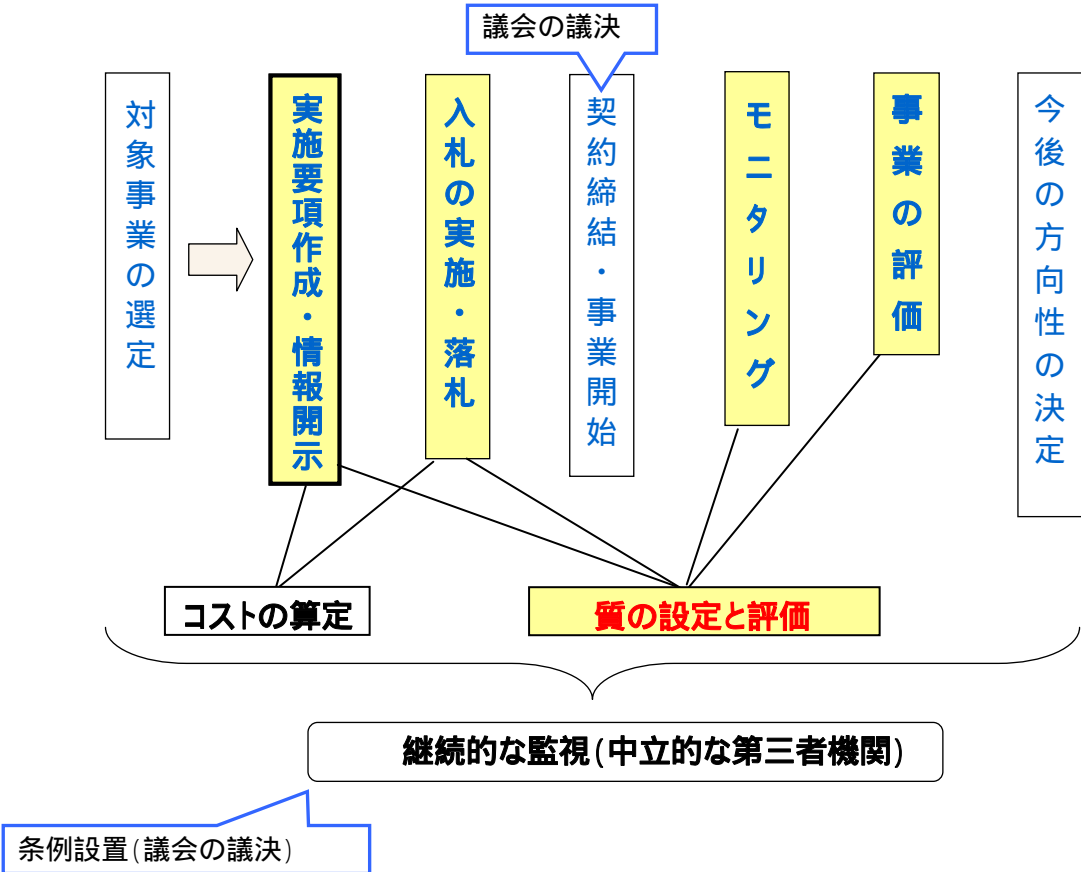
質の設定と評価について（公共サービス改革法、基本方針での位置づけ）

1 公共サービス改革法における「質」の位置づけ

- ・民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革を実施する（第1条）。
- ・透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現する（第3条）。
- ・国の行政機関等の長等は、公共サービス改革基本方針に従って実施要項を定めなければならない。実施要項において、公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき公共サービスの質に関する事項を定める（国：第9条、第14条、地方：第16条、第18条）。

2 市場化テストの手続きの中で「質の設定と評価」がポイントとなる場面

（法に基づく市場化テスト）



実施要項作成時	確保されるべき公共サービスの質を設定、評価基準を設定 (評価項目、得点配分、判断基準)(法第9条第2項)
落札者決定時	評価基準に従って評価を行う(法第12条)
契約時	実施要項及び提案書の内容を適切に反映(法第20条) (契約書等において、確保すべきサービス水準を設定)
事業実施期間中 (モニタリング)	監督等の実施(法第26条、第27条) (質が確保されているかを中心に確認。的確な監督(報告徴収、立入検査、必要な措置の指示等)を実施)
事業終了後	実施内容に関する評価((国)法第7条第8項)

3 公共サービス基本方針における「質の設定」に関する部分(抜粋)

実施要項の作成

実施要項の策定に当たって、求められる対象公共サービスの質を適切かつ明確に定めることは、創意工夫をいかして対象公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現し、その適正かつ確実な実施を確保するために重要であることから、以下に留意の上、対象公共サービスの実施に当たり確保すべきサービスの質を設定する。

対象公共サービスの政策目的を明確にし、従来の実施におけるこの目的の達成の程度やこれに要した費用を正確に把握した上で、望ましい費用対効果や社会経済情勢の変化にも留意しつつ、確保すべきサービスの質について検証し、設定すること。

その際、対象公共サービスの政策目的を具体化し、サービスの質を適切に表す指標を用いて定量的に規定することが望ましいこと。

また、サービスの質を確保しつつ、対象公共サービスを担うこととなる者の創意工夫が最大限発揮されるよう、具体的な業務の実施手順等の仕様の特定は最小限に止めること。